

令和 5 年 12 月 26 日

第 29 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和5年12月26日
午後1時30分～午後3時25分
場所 出水市役所本庁 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	(欠員)	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ		

農地利用最適化推進委員

		25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	(欠員)	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

農業委員

18番 澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番 時吉 大喜

その他出席者

戸崎、浦崎、大島、庵

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地判断について

議長

皆様お疲れさまです。

今年最後の総会となります。皆様いよいよ新しい年を迎える準備をされているのではないかと思います。

ただいまから第29回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は17名で定足数に達しております。

18番〇〇委員から欠席届が提出されております。

推進委員の出席は11名で、20番〇〇委員から欠席届が提出されております。

議事録署名委員を指名いたします。1番〇〇委員、3番〇〇委員を指名いたします。

日程4

会期を本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5

諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ○○委員、調査の結果報告をお願いいたします。

7番 7番○○です。

12月21日、○○委員、○○推進委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第12-1項から第12-7項までを御報告いたします。

第12-1項、地籍図は、26ページ左側を御覧ください。

申請地は一本松休憩所から東へ約600mのところにあります。

許可後は茶を耕作されるとのことでした。現在まだ手入れが足りてないお茶を植えてありますので、そのまま使われるということです。

申請人との関係は甥です。

第12-2項です。地籍図は26ページ右側を御覧ください。

申請地は、出水高校から西へ約900mのところにあります。

許可後は緑化樹を耕作されるとのことでした。申請人との関係は、知人です。元日本電気の寮があったところの北側にあるようです。だいぶ荒れているところでしたが、緑化樹をされているということで、機械等は十分あるので、きれいに耕作されると思います。

第12-3項です。地籍図は27ページ左側から29ページ右側を御覧ください。

申請地は山ん神から南東へ約900mのところ、ほか数か所にあります。許可後は水稻、カンショ、野菜を耕作されるとのことでありました。申請人との関係は義理の親子ということでありました。ほとんどきれいに耕作してありましたが、1件だけ車も入らないようなところでした。今後どうされるのか、きれいに耕作していただければと思います。

第12-4、地籍図は30ページ左側を御覧ください。

申請地は、高尾野工業団地から南へ約400mのところにあります。許可後は野菜を耕作されるとのことです。申請人との関係はいとこです。宅地の横にある狭いところで不耕作のところでしたが、野菜をつくられるとのことでした。

第12-5項、地籍図は、30ページ右側を御覧ください。

申請地は、青木茶屋から南東へ約1.3kmのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。ここ1~2年は不耕作でしたが、雑草は刈り取ってありました。機械を入れればすぐに耕作できるような状態でした。

第12-6項、地籍図は、31ページ左側を御覧ください。

申請地は、赤鷄農協から北へ約600mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係は知人です。譲受人の自作地の隣ということで、1~2年は不耕作でしたが、現在はすぐに耕作できる状態でした。

第12-7項、地籍図は、31ページ右側を御覧ください。

申請地は、野田インターから南へ約200mのところにあります。許可後は南高梅を耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。譲受人は、串木野市にお住まいですが、行政書士の仕事をされていて、毎日野田の事務所に通って来ているとのこと。梅の枝が

折れているところもありましたが、手入れをしながらされるということです。

以上、所有権移転第12-1項から第12-7項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きます。〇〇委員お願いします。

4番 〇〇です。調査日時は先ほど報告ありましたので省略いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第12-8項から第12-14項までを報告いたします。

第12-8項、地籍図は32ページを御覧ください。

申請地は、JA鹿児島いずみ本所から北東へ約630m及び東へ約200mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。現在、譲受人が水稻を耕作されており、周辺も水稻が作付けされております。問題はないと思われま

す。

第12-9項、地籍図は33ページの左側を御覧ください。

申請地は下水流小学校から北へ約200mのところにあります。許可後はソラマメを耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。譲受人は現在ソラマメを耕作しており、今後もソラマメを耕作されるとのことです。周辺の耕作にも問題はないと思われま

す。

第12-10項、地籍図は33ページの右側を御覧ください。

申請地は下水流小学校から北へ約100mのところにあります。許可後は葉野菜を耕作されるとのことでした。申請人との関係は知人です。地籍図を御覧いただければ、〇〇〇番〇の斜線の部分が今回、転用申請があったところでございます。

現在草刈りをされており、数回耕うんすれば、葉野菜が耕作できるんじゃないかなと思っております。手前のところがですね、5条で譲受人が一般住宅を申請されるということでありま

す。

第12-11項、地籍図は34ページ左側を御覧ください。

申請地は、ウッドタウンから北西へ約200mのところにあります。許可後は、植木を耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。現在イヌマキを耕作されており、譲受人と譲渡人の間で、相対耕作をされておりました。また譲受人が現在、借家住まいということから農機具等はどうされるのか、事務局に確認をしてもらいましたところ、両親のところに農作業機械とかトラックはあり、両親と一緒に経営をされているということで説明を受けてお

ります。

第12-12項、地籍図は34ページ右側を御覧ください。

申請地は出水ゴルフ場から北へ約250mのところにあります。許可後は葉野菜を耕作されるとのことです。申請人との関係は知人です。地籍図を御覧いただければ、〇〇〇番、〇〇〇番がですね、数か月前、〇〇〇〇から転用が出ているところで、現在工事が進んでいるところでござ

います。

今回の申請地の〇〇〇番〇のところがございまして、これにつきましては譲受人が転用申請をしまして許可済みということでございまして。申請人は、〇〇〇〇番、ここが宅地で会社がありますが、〇〇〇〇というところの会社役員ということでございまして。また申請地は、

斜線のところで、申請地は不耕作の畑でございましたが、数回耕うんすれば、耕作できるんじゃないかなと思っております。

ただ、近くに譲受人の会社があり、〇〇〇番〇が今回申請出たんですが、また申請委任者に許可後葉野菜を作付されるようお願いをしたところでございます。

第12-13項、地籍図は35ページを御覧ください。

申請地は名護港から南西へ約650m、鶴寿園から南東へ約50mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのこと。申請人との関係は他人です。譲渡人が学校のとときの恩師ということでお聞きしております。

現在、〇〇〇番は水稻を耕作されていなかった、多分1年間だけ耕作されていないんじゃないかなと思われました。〇〇〇〇番については本年度は耕作されるということでございました。周辺の問題はないと思われま。

第12-14項、地籍図は36ページ左側を御覧ください。

申請地は切通小学校から東へ約250mのところにあります。許可後はミカンを耕作されるとのこと。申請人との関係は他人です。周辺の〇〇〇〇番〇とか、周りにありますが、これは譲受人の畑でございまして、周辺への影響はないと思われま。

以上、所有権移転、第12-8項から第12-14項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

議長

事務局並びに調査員の報告がありました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第1号農地法3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 続きまして議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

初めに議事参与の制限に該当する委員さんがいらっしゃいますので、4番〇〇委員、30番〇〇〇〇推進委員の退室をお願いいたします。

(4番〇〇委員、30番〇〇〇〇推進委員退室)

議長 それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 〇〇〇〇委員、除斥案件の審議結果の報告をお願いします。

7番 7番〇〇です。12月21日〇〇推進委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは調査員の報告どおり適当と決定いたします。それでは入室をお願いします。

(4番〇〇委員、30番〇〇〇〇推進委員入室)

議長 それでは事務局、お願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、審議結果の報告をお願いいたします。

4番 4番〇〇です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようでございます。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 次に議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

第1項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (除外第1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いいたします。

10番 10番〇〇です。12月22日午前中、雪の降る中ですね、〇〇委員、〇〇〇〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は116ページの左側です。

申請地は、平和町、株式会社ヒラヤマの東側に位置し、地図を見ていただくと分かると思いますけど〇〇〇番、現在は不耕作の農地です。〇〇〇番を除いて〇〇〇〇の駐車場になっています。〇〇〇番に沿った道は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の道で、これも譲ってもらうとのことです。

申請面積は、駐車場及び通路を建設する面積として417㎡であり、妥当であると思われます。造成については、周りの土地、駐車場ですね、同程度、盛土をし土砂が流出しないように、法面保護を行う予定です。雨水については自然流下とのことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断をしました。

以上です。

議長 続きまして第2項をお願いします

事務局 (除外第2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いいたします。

2番 2番〇〇です。12月22日、雪の降る寒い中、〇〇委員、〇〇〇〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は116ページの右側です。

申請地は、平和町、株式会社畑中食品の東側に位置し、山床製茶の近くの畑です。現在は不耕作の畑で、今、木を伐採して整地の準備中でした。

申請面積は、新たに冷凍工場1棟及び駐車場を整備する敷地面積として36,108㎡ですが、少し広くは感じますが、妥当であると思われます。

造成については、一部で最大70cm程度の切土を行い、道路より低い部分については1m60cm程度盛土し、申請地周辺には、L型擁壁を設置する予定だそうです。

生活雑排水は合併浄化槽、雨水については敷地内に調整池を設けて水路へ順次放流する予定とのことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断をしました。

以上です。

議長 続きまして第3項をお願いします。

事務局 (除外第3項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いいたします。

2番 2番〇〇です。調査日調査委員等は先ほど説明しましたので省略します。

地籍図は117ページの左側です。

申請地は、下鯖町、加紫久利神社より北東へ600mに位置し、現在は不耕作の畑と果樹園です。

申請面積は、新たに地域活性化施設、道の駅を整備する敷地面積として、39,980㎡であり妥当だと思われます。造成については、西回り自動車道と同じ高さまでを考慮しており、最大5m程度の盛土をし、申請地周囲には擁壁を設ける予定です。生活雑排水は、合併浄化槽、雨水については、透水性の舗装で整備し、敷地内に調整池を設けて、水路へ放流する予定とのことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、事務局より説明があったとおり、土地収用法で整備する計画であり、やむを得ないと判断をしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、全件やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請について、第12-1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

8番 8番〇〇です。

12月22日、〇〇〇委員と〇〇推進委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。地籍図は119ページの左側になります。

申請地は、武本、九州電力出水変電所より、西へ100mほどに位置した、現在は不耕作の畑です。

申請面積は、クヌギ林に転用する敷地面積として、1,538㎡であり、妥当であると思われます。造成については現状のまま利用し、始末書が添付されております。

雨水については、自然流下だそうです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと思われますので、許可相当と判断しました。

以上です。

事務局 (第12-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

8番 8番〇〇です。

地籍図は119ページの右側になります。

申請地は、高尾野町大久保、〇〇〇〇の駐車場用地になっており、現在は、不耕作の畑です。

申請面積は、駐車場として利用する敷地面積として794㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し、始末書が添付されております。

雨水については、敷地内側溝を通じて、道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと思われますので、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

事務局 (第12-3項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

10番 10番〇〇です。

調査日時等は省略いたします。

地籍図は120ページの左側になります。

申請地は、下鯖町、ファミリーマート米ノ津店より北東へ100mほどに位置し、現地は、10数年前までですね危険家屋が建っていて、そこを買い取って壊してですね、アパートを建て、その土地に段差のある農地がついていて、その土地を農地のままに駐車場として利

用されていました。そこで、始末書を添付しての申請となります。

申請面積は、隣接するアパートの駐車場としての敷地面積として、648㎡であり、妥当であると思われます。隣接地境界には、既にブロックや擁壁が設置されていました。

雨水については、敷地内側溝を通じて、道路側溝へ流しているそうです。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと思われますので、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

事務局 (第12-4項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

5番 5番〇〇〇です。

調査日時は省略します。

地籍図は120ページの右側になります。

申請地は、向江町、ダイレックス出水店より、南へ100mほどに位置し、現在は不耕作の田です。

申請面積は、隣接する農地法第5条申請地、資料125ページの第12-11項と同時申請なんですけども、申請地の一部とあわせ、駐車場を整備する敷地面積として、妥当であると思われます。

造成については、10cmから60cm程度盛土をし、土砂が流出しないように、隣接地境界にはブロックを積む予定です。

雨水については自然流下させるとのことです。周辺に農地はありませんでした。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと思われますので、許可相当と判断をいたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きます、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、第12-1項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番○○です。

調査日、調査委員等は、省略いたします。

申請地は、中央町、JAいずみ事業所より北へ250mほどに位置し、現在は不耕作の畑でした。

地籍図は、126ページ左です。

申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として、373㎡であり、妥当と思われます。この辺は最近、新しい新築の住宅が建ち並んでいるところです。造成については、15cm程度を盛土し、土砂が流出しないよう、隣接地境界には、ブロックを積む予定です。

生活雑排水は合併浄化槽、雨水については水路へ放流するとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当ということで判断いたしました。

以上です。

議長 続いて、第12-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-2項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

8番 8番○○です。

調査員日時等は先ほど申しましたので省略いたします。

申請地は、西出水町、コスモス西出水店より東へ100mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。

地籍図は126ページ右を御覧ください。

申請面積は、一般住宅1棟を建設する敷地面積として、330㎡であり、妥当であると思われます。造成については、20cm程度盛土をし、土砂が流出しないよう、隣接地境界にはブロックを積む予定です。

生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続いて、第12-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-3項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番○○です。

調査日等は省略いたします。

申請地は、知識町、株式会社平岩熱学より東へ150mほどに位置し、現在は不耕作の畑でした。

地籍図は、127ページ左です。

申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として、289㎡であり、妥当であると思われます。造成については、20cm程度盛土し、土砂が流出しないように、隣接地境界には、ブロックを積む予定だそうです。

生活雑排水は下水道、雨水については、道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第12-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第12-4項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番〇〇です。

地籍図のほうは127ページの右側になります。

申請地は、中央町、出水警察署より西へ90mほど、道路を挟んでドラモリがあります。現在は、ちょっと高台でして不耕作の土地です。現在、水俣にお住まいで、市内に理髪店を3店舗ほど経営されているそうです。

申請面積は、一般住宅1棟及び貸事務所、これは会社の事務所にもされるということです。1棟の敷地として657㎡であり、妥当と思われます。造成については現状のまま利用し、土砂が流出しないように、隣接境界には新たにブロックを積む予定です。

生活雑排水は、合併処理浄化槽、雨水は、道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第12-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-5項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番〇〇です。

地籍図は、128ページ左側になります。

申請地は、福ノ江町、山門ぶどう園より西へ250mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。

申請面積は、一般住宅1棟の敷地面積として495㎡であり、妥当であると思われます。造成については、30cm程度盛土を行い、隣接地境界には、新たにブロックを積む予定です。

生活雑排水は合併処理浄化槽、雨水については、道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして第12-6項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第12-6項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いします。

4 番

4 番〇〇です。

調査の日時につきましては、先ほど報告しましたので省略させていただきます。

地籍図のほう 1 2 8 ページの右側です。

申請地は、高尾野町下水流、下水流小学校より北へ 1 0 0 m ほどに位置した不耕作の畑でございます。先ほど事務局からありましたように、資料 2 4 ページ、農地法第 3 条申請の第 1 2 - 1 0 項で報告した残地でございます。

申請面積は、一般住宅 1 棟、敷地面積 2 9 1 m²で、妥当であると思われます。造成については、3 0 cm ほど盛土をしまして、境界についてはブロックを設置するということでございます。

生活雑排水は下水道、雨水については、道路側溝に流すということでございます。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長

続きまして、第 1 2 - 7 項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(第 1 2 - 7 項について総会資料により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

8 番

8 番〇〇です。

地籍図は 1 2 9 ページ左側を御覧ください。

申請地は、高尾野町下水流、J A 本所より北へ 3 0 0 m ほどに位置し、現在は不耕作で、畑として利用された跡がありました。

申請面積は、建築条件付住宅 3 棟分の敷地面積として 1, 2 1 6 m²であり、妥当であると思われます。造成については現状のまま利用し、隣地境界には、新たにブロックを積む予定です。

生活雑排水は下水道、雨水については、道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長

続きまして、第 1 2 - 8 項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(第 1 2 - 8 項について総会資料により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

2 番

2 番〇〇です。

第 1 2 - 8 項につきましては、資料 1 1 0 ページ、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外、第 2 項で説明しましたので省略いたします。

許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長

続きまして、第 1 2 - 9 項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(第 1 2 - 9 項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番〇〇です。

第12-9項については、資料110ページ、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について除外、第1項で説明しましたので省略します。

許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第12-10項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-10項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番〇〇〇です。

申請地は、麓町、出水小学校より北東80mほどに位置し、現在は、〇〇〇〇〇〇〇の庭となっています。

申請面積は、駐車場を整備する敷地面積として、972㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し、土砂が流出しないよう土留め工事を行う予定です。現場は昔ながらの庭で、ボンタンや梅、竹林などがあり、そこをそのまま使いたいということでした。

雨水については自然流下させるとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第12-11項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-11項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番〇〇〇です。

申請地は、向江町、ダイレックスいずみ店より南へ100mほどに位置し、現在は不耕作の田です。

申請面積は、資料118ページの農地法第4条第12-4項での申請地と隣接しており、そこと合わせて、駐車場を整備する敷地面積及び一般住宅1棟を建築する敷地面積合計で367㎡であり、妥当であると思われます。造成については10cmから60cm程度盛土をし、土砂が流出しないよう、隣接地境界にはブロックを積む予定です。

生活雑排水は下水道、雨水については、奥にある水路放流及び自然流下させるとのことです。周辺に農地はありませんでした。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第12-101項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-101項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番〇〇です。

申請地は、下鯖町、ファミリーマート米ノ津店より北東へ100mほどに位置し、現在は不耕作の畑でした。地籍図は131ページ右です。

申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として、500㎡であり、妥当だと思われます。造成については、現状のまま利用し土砂が流出しないよう、隣接境界にはブロックを積む予定だそうです。

生活排水は下水道、雨水については、道路側溝へ流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第8号、非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第8号、非農地判断について、第12-1項について説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

10番 10番〇〇です。

地籍図は135ページ左側になります。

申請地は、野田町上名、岩渕公民館より東へ900mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。申請地は、鶏舎と鶏舎に挟まれた敷地の一部になっておりまして、判断出来ないような感じでした。鳥インフルエンザの発生により、実際に現地調査にはいきませんでした。事務局で航空写真や現在の状況写真を見た結果、周囲の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第12-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番〇〇〇です。

申請地は、野田町上名、リサイクルセンターエコリア北薩より、南へ600mほどに位置し、昔は田ということですが、現在は竹や雑木が茂っており、山になっている状況です。農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第12-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-3項について総会資料により説明)

議長 〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

5番 5番〇〇〇です。

申請地は、野田町下名、コスモス野田店より西へ100mほどに位置し、お寺の斜め向かいのタイヤ店の裏です。現在は不耕作の畑です。周囲を宅地や山林に囲まれており、申請地に入る通路もないような場所で、周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状況だと思われました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第12-4項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-4項について総会資料により説明)

議長 〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

5番 5番〇〇〇です。

申請地は、先ほど説明した第12-3項の隣接地です。地籍図が136ページの左右に分かれているので、見ていただければ分かると思うんですが、ほぼ一体地になっています。先ほどの第12-3項で説明したように、周囲を宅地や山林に囲まれており、申請地に入る通路もないような場所で、周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、

農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きますして第12-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-5項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

8番 8番○○です。

申請地は、高尾野町柴引、高尾野小学校より東へ50mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。

地籍図は137ページ、左を御覧ください。

申請地は、既に一部に住居が建っており、庭も荒れ放題の状態でありました。周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態であります。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 続きますして第12-6項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-6項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

8番 8番○○です。

申請地は、武本、九州電力(株)出水変電所から西へ100mほどに位置し、不耕作の畑です。申請地は山林化しており、周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難と判断しました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 続きますして第12-7項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-7項について総会資料により説明)

議長 ○○○委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番○○○です。

申請地は、本町、トゥモロウ西ノ口店より北へ230mほどに位置し、現在は不耕作の田です。申請人が経営する○○○○の敷地の庭といえますか駐車場や洗濯物干し場になっているところです。隣接する宅地と同じ高さで一体化している場所で、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 続きますして第12-8項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第12-8項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番○○です。

申請地は、上鯖淵、出水クリーン産業より南へ100mほどに位置し、現在は不耕作の畑でした。広域農道の近辺にある4か所の畑でしたが、どれも竹や雑木が繁茂しており、周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難と判断しました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。
御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第8号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 続きまして、その他について、皆さん方から何かございませんか。
ないようです。事務局から
(その他)

○農業委員会手帳の配付について

議長 以上をもちまして、第29回出水市農業委員会定例総会を終了いたします。お疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印